

うらそえ物価高対策支援金(運送業支援型)【申請受付要項】

【R5.2.1】「運送業支援型」を新設しました。

1. 目的

原油価格・物価高騰等の影響を受ける運送事業者の事業継続を支援するため、運送車両の保有台数に応じた支援金を支給する。

2. 支給対象者

次の要件を全て満たす事業者

【基本要件】

①事業所所在地

法人：浦添市内に事業所(支社・営業所等を含む)を有すること

個人事業者：浦添市内に事業所を有すること

②事業期間

令和4年12月31日以前に開業していて、かつ、本支援金受給後も事業継続の意思があること。

【要件① 貨物自動車運送事業法に基づく運送事業者】

A 一般貨物自動車運送事業（緑ナンバー）

B 特定貨物自動車運送事業（緑ナンバー）

C 軽貨物自動車運送事業（黒ナンバー）

★ポイント📌 令和4年12月31日までに法律に基づく許可を受けて(又は届出を行い)営業を開始している必要があります

【要件② 営業車両を保有している】

運送に用いる営業車両(※)を保有していること。

※緑ナンバー及び黒ナンバーの車両です。

※R4年12月31日時点で陸運事務所・軽自動車検査協会において、浦添市内に配置登録のある車両に限ります。

※被牽引車両(トレーラー等)は除きます。

★ポイント📌 浦添市以外の市町村でも同様な支援金事業を実施しています。浦添市以外にも事業所がある事業者は、同一車両が複数市町村の支援金の算出根拠にならないよう注意！

【要件③ 市税の滞納がないこと】

★ポイント👉 滞納がある場合は、完納後に申請してください。

【その他要件】

- ① 事業継続する意思があること。
- ② 次に掲げる不支給要件に該当する者でないこと
 - (ア) 暴力団又は暴力団員等、暴力団員等が役員である者及び暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

3. 支給額

営業車両一台につき、**5万円以内（予算の範囲内で支給）**

※車両の要件は「2. 支給対象者」の要件②(⇒1p)を参照ください。

※「一律支援型」の受給者は受給金額を差し引きます。

※申請金額は、5万円×台数(浦添市を配置場所とする営業車両)です。ただし、支給額は申請期間終了後に「うらそえ物価高対策支援金」全体の予算、及び「運送業支援型」の申請件数・金額を踏まえて、予算の範囲内で算出方法を定め、まとめて交付決定します。

★ポイント👉 給付金算出方法のイメージはQ&Aを参照ください

4. 申請に必要な書類

次の①から⑦までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

- ① (様式第7号) うらそえ物価高対策支援金(運送業支援型) 交付申請書
- ② (様式第8号) 営業車両一覧表
- ③ (様式第9号) うらそえ物価高対策支援金(運送業支援型) 誓約書兼同意書
- ④ 貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可証(又は認可書、届出書)の写し
- ⑤ 車検証の写し
- ⑥ 事業を行っていることがわかる書類(任意保険証の写し等)
- ⑦ その他必要書類(※ア～ウの全部)
 - ア 本人確認書類

※以下のいずれか1つ

 - a (法人の場合) 履歴事項全部証明書(又は現在事項全部証明)の写し
 - b (個人の場合) 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)、等の写し
 - イ 金融機関口座名義及び口座番号等が確認できる通帳(表紙と裏面)の写し

※上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

★様式の入手方法

- ①②③の様式は浦添市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

★申請書類一覧

提出書類		法 人	個人事業主
①	(様式第 7 号)うらそえ物価高対策支援金(運送業支援型) 交付申請書	○	○
②	(様式第 8 号)営業車両一覧表	○	○
③	(様式第 9 号)うらそえ物価高対策支援金(運送業新型) 誓約書兼同意書	○	○
④	貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可証(又は認可書、届出書)の写し	○	○
⑤	車検証の写し	○	○
⑥	事業を行っていることがわかる書類(任意保険証の写し等)	○	○
⑦ その他	アa 履歴事項全部証明書(又は現在事項全部証明)の写し	○	—
	アb 運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し	—	○
	イ 通帳の写し(口座名義・口座番号を確認する書類)	○	○

5. 申請受付期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)

※当日消印有効

6. 申請方法

感染拡大防止のため、原則として郵送による申請とします。

申請について不明な点がある場合は、お電話にてお問合せください。

(申請書類送付先)

〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号
うらそえ物価高対策支援金事務局 宛て

※郵送の際は、封筒には切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※申請内容の確認のため、電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先(電話番号)の記載をお願いします。

7. 支給の決定及び支給方法

この運送事業者支援型は、申請内容の審査を踏まえ、申請期間終了後にまとめて支給決定いたします。申請者宛に「支給決定通知書(様式第4号)」を送付のうえ、指定された口座への振込により支給します。

なお、申請内容が要件に合致しないと認めたときは、「不支給決定通知書(様式第6号)」を申請者へ送付通知します。

9. その他

- (1) 申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。確認の連絡後、1週間以上経過しても応答がない場合または不備等が解消されない場合は支援金を不支給として取り扱うことがあります。
- (2) 申請額など、支給額に増減に関わる場合はその旨を連絡いたしますが、軽微な修正については、事務局内で修正を行い、決定通知をもって代えさせていただきます。
- (3) 県や他市町村に対して支援金等の申請・給付状況を確認することがあります。
- (4) 関係機関に対して 営業車両の状況を確認することがあります。
- (5) 受給者の情報を浦添市ホームページにて公表することがあります。
- (6) 申請にあたり提出した書類は、返却できません。
- (7) 支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、浦添市は、必要な検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (8) 申請情報については、類似の支援事業等で活用する場合があります。
- (9) 他の行政機関や商工団体から本申請に関する照会があった場合、情報の提供や申請書類を提出する場合があります。
- (10) 本人確認書類、確定申告書等の提出書類にマイナンバーや本籍地等が記載されていた場合は、事務局で黒塗り等の処理をさせていただきます。
- (11) 支給された支援金は、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

＜虚偽申請及び不正受給への対応について＞

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、支援金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した支援金全額の返還に加え、違約金を支払っていただくなどの対応を行います。

【虚偽申請例】

- ・提出資料を改ざんした場合
- ・既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽った場合。
- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合 など

＜問合せ先＞

令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火) 9:00～16:00

※土・日・祝祭日を除く

※12:00～13:00を除く

うらそえ物価高対策支援金事務局

電 話: 050-5527-0827

メール: jimukyoku@urasoe-bks.jp